

## ■組合の概要

### ◇ 名 称

南部広域市町村圏事務組合

### ◇ 設置根拠

地方自治法第 285 条の規定に基づく一部事務組合（複合的一部事務組合）

### ◇ 設立年月日

平成 4 年 11 月 1 日

### ◇ 所在地

沖縄県那覇市旭町 116 番地 37（自治会館 6 階）

### ◇ 構成市町村（5 市 4 町 6 村）

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

### ◇ 南部圏域の総合的な振興整備

南部圏域の総合的な振興整備の方向性については、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（圏域別展開の基本方向）をもって南部圏域の基本方向と位置づけるものとします。

### ◇ 共同処理する事務

南部広域市町村圏事務組合は、組合同規約第 3 条の規定に基づき、次に掲げる事務を共同処理します。

#### (1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

- ア 広域観光事業
- イ 広域文化事業
- ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業
- エ 広域的人材育成及び人材活用事業
- オ 広域研修事業
- カ 地域イベント助成事業
- キ 地域間交流事業
- ク 地域産業育成事業
- ケ 地域づくり支援事業

#### (2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

- (3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。
- (4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。
- (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。

#### ◇ ふるさと市町村圏基金の設置

南部広域市町村圏事務組合は、南部圏域の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、平成 4 年度と平成 5 年度において、関係市町村の出資金（9 億円）と沖縄県の補助金（1 億円）により、10 億円の「ふるさと市町村圏基金」を設置しました。ふるさと市町村圏基金の運用益（果実）は、組合同約第 3 条第 1 号に規定する事業の財源等に充てられます。

#### ◇ 組合の役割と事業

南部広域市町村圏事務組合は、組合同約第 3 条に規定する共同処理する事務に関し、具体的に次の事業を行います。

##### (1) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。

ふるさと市町村圏基金を活用して、圏域の一体感の醸成に資する広域的な観光・文化・スポーツ振興、健康づくり、人材育成、地域間交流、地域活性化、情報発信など広域的な各種ソフト事業を実施し、圏域全体の振興発展を効果的に推進します。

##### (2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の圏域別展開で示された基本方向と基本施策に関する調査研究や関係市町村の事務のうち組合において処理可能な事務の検討など、その実現と実施に向けて関係市町村や関係機関との連絡調整に努めます。

また、南部圏域の振興発展に関する情報の一元化や広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行を図るため、南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び一般財団法人南部振興会それぞれの組織の役割と機能分担を明確にし、相互連携を図りながら、広域的な振興事業の推進に努めます。

##### (3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること。

人生終焉の場にふさわしく、住民に必要欠くことが出来ない都市施設として、利用者に配慮した施設整備に努めるとともに、増加する火葬需要に対応するため、公衆衛生上の重要な施設として適切な維持管理に努めます。

##### (4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること。

人生最後の終焉にふさわしく、会葬者や自然環境に配慮した施設整備を行うとともに、将来の火葬需要への対応と行政サービスの向上を図るため、公衆衛生上の重要な

都市施設として適切な維持管理に努めます。

**(5) 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。**

浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係る社会福祉法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁として、社会福祉法人の認可及び市道監査などの事務を広域的に処理し、地域福祉の推進と社会福祉事業の適正な執行・管理に努めます。

## ◇ 組合の機関

### 【理事会】

理事会は、関係市町村の長をもって組織し、組合の執行機関として、組合同約第 3 条各号に掲げる事務の基本的な事項の決定のほか、毎会計年度の予算の調製、歳入歳出決算、組合議会への提出議案の審議、規則等の制定改廃、その他重要な事項の事務を処理します。

(広域化事務等調査委員会)

広域化事務等調査委員会は、理事会が委嘱する関係市町村の副市町村長等をもって組織し、関係市町村の事務のうち組合において処理可能な事務や関係市町村が加入する一部事務組合の事務のうち組合において処理可能な事務を調査研究します。

(幹事会)

幹事会は、関係市町村の広域行政担当課長等をもって組織し、広域振興計画の策定に必要な事項を調査・調整するとともに、理事会において指示された事項、理事会で議決すべき事項、その他組合の運営に関し必要な事項の事務を担当します。

(会計管理者)

会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充て、本組合の会計事務を司ります。

### 【組合の議会】

組合の議会の議員は、組合同約第 5 条の規定により、那覇市 3 人、浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市 2 人、その他町村 1 人が選出され、合計 21 人で組織されています。議会は定例会 2 回 (2 月及び 10 月に招集するのを常例)、その他必要に応じて臨時会が招集されます。

### 【監査委員】

監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合の議員のうちからそれぞれ 1 人を選任し、地方自治法に規定による定期監査、例月出納検査、決算審査等を実施し、その結果に関する報告の提出・公表等を行います。

## ◇ 沿革

西 暦	月 日	沿 革
1970年(昭和45年)	4月～	自治省の広域市町村圏政策が本格的に開始
1979年(昭和54年)	4月～	自治省が新広域市町村圏計画策定要綱を示す
1981年(昭和56年)	4月1日	南部広域市町村圏協議会を設立
1982年(昭和57年)	3月29日	南部新広域市町村圏計画を策定
1989年(平成01年)	6月23日	自治省がふるさと市町村圏施策を開始
1992年(平成04年)	10月6日	南部広域市町村圏が「ふるさと市町村圏」に選定
1992年(平成04年)	10月21日	第2次南部広域行政圏計画を策定
1992年(平成04年)	11月1日	南部広域市町村圏事務組合を設立
1992年(平成04年)	11月～	ふるさと市町村圏基金を造成(～平成5年度)
1993年(平成05年)	4月～	ふるさと市町村圏基金事業を実施
1999年(平成11年)	10月～	介護保険法に基づく介護認定審査会を設置(平成15年3月まで)
1998年(平成10年)	4月1日	事務局内に「北斎場建設課」を設置
1999年(平成11年)	4月21日	自治省がふるさと市町村圏推進要綱を示す
2000年(平成12年)	3月31日	自治省が広域行政圏計画策定要綱を示す
2002年(平成14年)	3月1日	「いなんせ斎苑」供用開始
2002年(平成14年)	4月1日	構成市町村の廃置分合により19市町村の構成となる
2003年(平成15年)	10月28日	第3次南部広域行政圏計画を策定
2004年(平成16年)	4月1日	3団体の事務局を統合(組合・南部市町村会・南部振興会)
2006年(平成18年)	1月1日	構成市町村の廃置分合により15市町村の構成となる
2009年(平成21年)	12月26日	総務省が定住自立圏構想を推進
2009年(平成21年)	3月31日	総務省の広域行政圏施策が廃止される
2009年(平成21年)	4月1日	事務局内に「南斎場建設課」を設置
2012年(平成24年)	3月31日	第3次南部広域行政圏計画の計画期間が終了
2012年(平成24年)	10月16日	今後の広域連携のあり方に関する基本方針を協議(決定)
2013年(平成25年)	4月1日	広域的な振興事業の調査研究に関する事務を追加
2013年(平成25年)	4月1日	平成25年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
2014年(平成26年)	4月1日	社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務を追加
2014年(平成26年)	4月1日	平成26年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
2014年(平成26年)	6月26日	「南斎場」供用開始
2014年(平成26年)	8月25日	総務省が地方中枢拠点都市圏構想を推進
2015年(平成27年)	1月28日	総務省が連携中枢都市圏構想を推進(地方中枢拠点都市圏構想一部改正)
2015年(平成27年)	4月1日	平成27年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
2016年(平成28年)	4月1日	平成28年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
2017年(平成29年)	4月1日	平成29年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定

